

郡山市居宅介護（介護予防）住宅改修費に係る保険給付の代理受領に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）に対する保険給付の代理受領に関し必要な事項を定めるものとする。

（居宅介護住宅改修費等の支給）

第2条 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）が、法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）の事業を行う者は、第3条に基づき、居宅介護住宅改修費等の代理受領による保険給付を受けることができる。

2 居宅要介護等被保険者が、法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載を受けている場合又は法第67条第1項あるいは法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、代理受領による保険給付は行わない。

（居宅介護住宅改修費等の代理受領）

第3条 住宅改修の事業を行う者は、居宅要介護等被保険者に係る住宅改修を行った場合に、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該住宅改修に要した費用について、居宅介護住宅改修費等として当該居宅要介護等被保険者に対して支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり支払を受けることができる。

（給付券兼事前申請承認書の交付）

第4条 居宅介護住宅改修費等の代理受領を希望する居宅要介護等被保険者は、「郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修給付券交付申請書兼事前申請書」（様式第1号。以下「給付券交付申請書兼事前申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）工事費見積書
- （2）工事予定箇所の写真
- （3）住宅改修理由書
- （4）委任状
- （5）その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定により給付券交付申請書兼事前申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付を決定したときは、「郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修給付券兼事前申請承認書」（様式第2号。以下「給付券兼事前申請承認書」という。）を当該居宅介護等被保険者等に交付するものとする。

（給付券兼事前申請承認書の変更）

第5条 居宅介護等被保険者は、給付券の交付を受けた後に、当該給付券兼事前申請承認書の記載内容に変更があるときは、「郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修給付券変更申請書兼事前申請変更申請書」（様式第3号。以下「給付券変更申請書兼事前変更申請書」という。）に必要に応じて次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の工事費見積書
- (2) 変更後の工事予定箇所の写真
- (3) 変更後の住宅改修理由書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定により給付券変更申請書兼事前申請変更申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付を決定したときは、新たに給付券兼事前申請承認書を当該居宅介護等被保険者等に交付するものとする。

3 居宅要介護等被保険者は、給付券変更申請書兼事前申請変更申請書を提出するときは、すでに交付されている給付券兼事前申請承認書を市長に返還しなければならない。

（支給の申請）

第6条 居宅介護住宅改修費等の代理受領に係る当該費用の支給を受けようとする居宅要介護等被保険者は、郡山市介護保険規則（平成12年3月30日郡山市規則第39号）第27条に規定する「郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給付券
- (2) 領収証
- (3) 住宅改修後の写真
- (4) その他市長が必要と認めた書類

（居宅介護住宅改修費等の審査及び支払）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該給付券兼事前申請承認書の記載内容等に照らして審査し、支給が認められたものについては、当該住宅改修事業者に対し、「郡山市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任支給決定通知」（様式第4号）により支給決定の旨を通知したうえ支給するものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

郡山市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費給付券交付申請書兼事前申請書

郡山市長

下記のとおり、関係書類を添えて住宅改修給付券兼事前申請書の交付について申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者	氏名	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人または家族 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または事業所名	〒	電話番号
被保険者	被保険者番号		生年月日
	フリガナ		年 月 日
	被保険者氏名		電話番号 ()
	住所	〒	郡山市

◎改修予定の工事内容(該当する工事種別に○をつける)

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他 1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◎担当の施工業者

業者名	
住所	
電話番号	
担当者名	

◎工事日程

着工予定日	年 月 日
完成予定日	年 月 日

◎改修費用

費用予定額	円
-------	---

(様式第2号)

年 月 日

郡山市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費給付券兼事前申請承認書

郡山市長

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 氏 名	

保険給付の対象となる住宅改修費の限度額	円
住 宅 改 修 工 事 費 用 額	円
保 険 給 付 予 定 額	円
住宅改修の支給対象となる住宅の所在地	
有 効 期 限	
整 理 番 号	

注意事項

- (1) 本券交付後、工事内容に変更が生じた場合は、この券を添えて変更申請を行ってください。
- (2) 工事終了後、支給申請の際に本券を添付してください。
- (3) 本券交付後、予定していた工事を行なわなかった場合には、本券を介護保険課に返還してください。
- (4) 入院(入所)中に本券の交付を受け、1か月を経過しても退院(退所)できない場合は本券を返却してください。

< 利用者 → 施工業者 → 市 >

工 事 完 了 届

郡 山 市 長

上記に係る工事を 年 月 日完了しましたので、報告いたします。

年 月 日

施工業者

印

(様式第3号)

郡山市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費給付券変更申請書兼事前申請変更申請書
郡山市長

下記のとおり、関係書類を添えて住宅改修給付券兼事前申請の変更について申請します。

		申請年月日	年 月 日		
申請者	氏名	被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人または家族 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	住所または事業所名	〒	電話番号		
被保険者	被保険者番号		生年月日	年 月 日	
	フリガナ				
	被保険者氏名		電話番号	()	
	住所	〒 郡山市			

◎改修予定の工事内容(該当する工事種別に○をつける)

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他 1~5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◎担当の施工業者

業者名	
住所	
電話番号	
担当者名	

◎工事日程

着工予定日	年 月 日
完成予定日	年 月 日

◎改修費用

費用予定額	円
-------	---